応急仮設住宅の物品（使用済み）を無償でお譲りします

応急仮設住宅で使用したエアコン・照明器具等の物品を、浪江町にお住まいだった避難者で新たに住宅を再建された方、復興公営住宅に入居される方を対象に無償でお譲りします。

希望される方は、以下にある要件等を確認したうえで、申請書と添付書類を受付期間内にご提出ください。

1　申し込みができる方：次の①②のいずれかにあてはまる方

震災当時、浪江町にお住まいだった方で、仮設住宅・借上住宅等を退去し

①住宅を新築または購入（中古物件も含む）した方

②復興公営住宅へ入居中または入居が決定している方

2　お譲りする物品と台数

物品名	台数	規格等		申込み可能台数
照明器具	100　台	蛍光灯（6～8畳程度）		2台まで
消 火 器	35　台	粉末（ABC）・蓄圧式/使用期限2021年まで		1台
エアコン	25　台	東芝製	2011年製・木造住宅6畳程度	どちらか
	60　台	ダイキン製	室内機（本体）と室外機のみ	1台のみ

※エアコンは、フレアナット及び配管はつきません

※消火器には、収納ボックスはつきません

3　申込みの方法

申込書に必要事項を記入のうえ、添付書類（コピー）とともに、下記のとおりご提出ください。（申込書は切り取ってお使いください）

《添付書類》　※コピー

①被災者であることを証明する書類　1通

【例】被災証明書（町民税務課にて発行）

②住宅を再建、復興公営住宅入居が確認できる書類　1通

【例】復興公営住宅入居（予定）：入居許可書（入居予定者決定通知書）

住宅を新築・購入：再取得住宅の登記事項証明書・謄本

工事請負契約書（新築の場合）

不動産売買購入契約書（購入の場合）

《提出先》

〇生活支援課住宅支援係（二本松事務所内2階）へ郵送または持ち込み

〒964-0984　二本松市北トロミ573

浪江町役場　生活支援課　住宅支援係宛

〇各出張所（桑折・福島・本宮・いわき・南相馬）へ持ち込み

４　申込書の受付期間

平成28年5月2日（月）～5月27日（金）必着！

※電話受付はいたしません。必ず、申込書と添付書類を提出してください。
※期間外はいかなる場合も受付できません。
※申込み多数となった場合は抽選となります。
※申込みのあった方には、6月中旬までに決定通知書を送付します。

５　引渡し予定

日時　平成28年6月24日（金）
場所　桑折駅前応急仮設住宅内（伊達郡桑折町字東段30）

※引渡し場所に来ていただくことになります。
※詳細は、6月中旬までに送付する決定通知書にて、ご確認ください。

６　申込みをする際の確認時事項（□チェック願います）

□申込み数は、エアコンと消火器は各1台、照明器具は2台までとさせていただきます。

□県・町等が物品の持ち出しの代行や費用助成は行いません。

□物品は、申込みされた方が指定された日時に引渡し場所まで直接出向き受け取ることとなります。本人が来られない場合は、委任状を作成し、代理人が引き取りに来てください。

□物品の動作確認、クリーニングは行っておりません。
隠れた瑕疵（傷・故障等）があっても、県・町等はいずれもその責任を負いません。物品に対する苦情、返品は応じられませんので、あらかじめご了承ください。

□インターネットオークションなど転売目的での申込みはできません。
□すでに無償譲渡を受けている方については申込みできません。

７　お問い合わせ先

浪江町役場二本松事務所　生活支援課　住宅支援係
☎0243-62-0194